

### 三、三池争議の收拾

池田内閣最初の試練は、長期にわたって泥沼の中にめいりこみ、一会社の労使間の鬭争の域を超えて大きい政治問題となった、三井三池の争議をいかに收拾するかにあった。池田新首相はこの事件の收拾に異常な意欲を示し、首班指名をうける前から、すでに石田博英君を労相に起用する肚をきめ、この收拾について、昼夜を問わず、同君と密接な事前連絡をとっていた。

新内閣が誕生した翌七月十九日夜、石田労相は中労委に対し、職権斡旋の要請を行なった。ビケの解除は争議の根本的解決と同時になければならぬと主張する組合側と、ビケの解除と仮処分の執行を前提としない限り斡旋には応じられないとする会社側の対立は、容易に解け合うに至らなかった。しかし、中労委は、翌二十日午後、一触即発の危機を回避するため、(1) 向う一週間労使の主張を改めて聴取する。(2) この申入れに対する諾否の回答は本日午後六時とする。(3) この申入れ受諾と同時に組合側はビケを解き、会社側は仮処分の申請を取下げる。以上の三点を骨子とする異例の申入れを労使双方に行なった。

この申入れに対し、炭労側は同夜これを受けたが、会社側は仮処分の申請取下げは、暴力に屈することになると同時に、この申入れの受諾は経営権を中労委に委譲することにもなることを憂え、拒否の態度を決めた。そこで石田労相は、人命尊重は全ての論議を超えた問題だとの観点から、日経連その他財界首脳の協力を得て、ねばり強く会社側の説得に努めた。

一方、新聞界、学界等の勸奨や世論の圧力もあって、非常に強硬であった会社側（特に関東軍と称せられた現地側）も、ようやく中労委の休戦勧告受諾の方向に傾いてきた。そして二十六日の午前零時三十分、会社側は中労委に対し、指名解雇を含む再建方を尊重した斡旋を要望してその休戦勧告受諾の意思を伝え、争議開始から百八十三日目に、力による闘争から話し合いによる解決への一步を事実上踏み出すことになったのである。

そこで中労委は、この争議の焦点であった(1)指名解雇の当否、(2)職場活動の是非、(3)労働争議中の実力行使の限界を中心に労使双方の主張を聴取検討していたが、八月十日午後五時七分、東京芝の中労委会館で、最終斡旋案を提示した。その骨子は(1)解雇問題の收拾のために本日以降一カ月の整理期間をおく、(2)その整理期間を経過した者については指名解雇を取消し、解雇該当者はこの期間終了の日を以て自発的に退職したものとみなし、通常の退職金のほか二万円を加給するとともに、この間に勇退した者には五万円を加給する、(3)指名解雇を不当労働行為とする者

は、裁判所や労働委員会に提訴または申立てを行なうことができる、(4) 政府と会社は離職者の職業訓練、就職斡旋等により失業者を出さないように努める、(5) 労使の代表による生産再開委員会を設ける　　というものであった。これに対し十二日に会社側が、次いで十八日に炭労側も、しびしびこれを受諾することになり、三井三池争議の焦点は、生産再開問題に移ることになり、当面の危機は回避された。新内閣の初仕事は、かくて一応の成果を収め得たのである。